

高品質ソフトウェア技術交流会（細則）

勉強会運営規約

2019年 7月2日制定

第1条（目的）

本内規は、 会則第3条（事業）（1項）の勉強会の運営について規定する。

第2条（勉強会の定義）

勉強会は、会員が習得したいテーマを学ぶ目的で設置される。

第3条（勉強会の発足）

勉強会を発足したい場合、発起人は末尾にあるひな型に必要事項を記入の上幹事会へ発足を依頼する。なお、発起人は2名以上を必要とする。

幹事会は依頼内容を審議し、勉強会発足を承認する。

発起人は会員へ勉強会の発足を通知する。

発起人は最少施行人数を充足したら、幹事会へ参加メンバーを連絡する。

幹事会は、参加メンバーを確認し、勉強会の開始を承認する。

第4条（勉強会の名称およびテーマ）

勉強会の名称およびテーマは各勉強会に委ねる。

幹事会は、決定した名称およびテーマが、高品質ソフトウェア技術交流会にそぐわない場合、変更又は解散を指示できるものとする。

第5条（勉強会の終了）

勉強会は原則として開始年度内に終了するものとする。

終了時に幹事会へ活動報告を行う。

第6条（世話役）

勉強会には以下の世話役をおく。

(1)勉強会主担当（1名）

(2)勉強会副担当（1名以上）

第7条（世話役の職務）

世話役は以下の職務を遂行する。

(1)勉強会主担当

勉強会運営についての責任を負い、勉強会の進行を行う。

やむなく勉強会を欠席する場合は事前に勉強会副担当へ代理依頼する。

(2)勉強会副担当

勉強会担当を補佐し勉強会を運営する。

勉強会担当欠席の場合は勉強会の進行を務める。

第8条（世話役の選任）

世話役は勉強会のメンバーから選出する。

世話役が職務の遂行を怠り、勉強会の運営に支障をきたしていると幹事会が判断した場合、幹事会は世話役の変更、勉強会の解散を勉強会に指示する。

第9条（勉強会と幹事会との連絡）

担当幹事は、幹事会と勉強会との連絡業務を行う。

幹事会は、勉強会担当幹事1名を選出し、会長が任命する。

幹事会は、担当幹事名を各勉強会主担当に通知する。

担当幹事の任期は1年とし、再任を妨げない。

担当幹事に欠員が生じた時は、幹事会がこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第10条（勉強会予算）

勉強会は予算に基づき、必要な機材、会議室賃料、講師招待費用等を使用することができる。なお、講師謝礼およびお車代は定例会に準ずる。

■発起時の幹事への承認依頼メールのひな型

勉強会発起依頼

発起人：

テーマ：

予 算（金額、用途）：

期 間：

最少施行人数：

頻 度：

前提知識：

運営方法（ON-line、オフ会）：

連絡手段（QuaSTomのMLを作成することもOKです）：

勉強会概要説明：

以上